

第 2 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和元年6月19日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和元年6月19日(水曜日)

午前9時59分開議  
午前11時54分開議  
午前11時58分開議  
午後0時35分閉会

本日の会議に付した事件

- 令和元年度主要事業等説明
- 議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第1号)
- 議案第13号 熊本県森林環境譲与税基金条例の制定について
- 報告第1号 平成30年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第5号 平成30年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち
- 報告第10号 専決処分の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 報告第12号 専決処分の報告について
- 報告第16号 地産地消の推進に関する施策の報告について
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
  - ①営農再開の進捗状況について

出席委員(8人)

- 委員長 早田 順 一
- 副委員長 高島 和 男
- 委員 前川 收
- 委員 西 聖 一
- 委員 高木 健 次
- 委員 岩本 浩 治
- 委員 西村 尚 武

委員 坂 梨 剛 昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 福島 誠 治
- 政策審議監 竹内 信義
- 生産経営局長 山下 浩 次
- 農村振興局長 久保田 修
- 森林局長 古賀 英雄
- 水産局長 山田 雅 章
- 首席審議員
- 兼農林水産政策課長 渡邊 泰 浩
- 団体支援課長 門崎 博 幸
- 流通アグリビジネス課長 井上 克 浩
- 農業技術課長 酒瀬川 美 鈴
- 農産園芸課長 下田 安 幸
- 政策監 徳永 浩 美
- 畜産課長 上村 佳 朗
- 農地・担い手支援課長 楮本 亮 治
- 農村計画課長 福島 理 仁
- 農地整備課長 渡辺 昌 明
- むらづくり課長 清藤 浩 文
- 技術管理課長 楸本 隆 男
- 森林整備課長 松木 聡
- 林業振興課長 入口 政 明
- 森林保全課長 大岩 禎 一
- 水産振興課長 中原 康 智
- 漁港漁場整備課長 菰田 武 志
- 農業研究センター所長 川口 卓 也

事務局職員出席者

- 議事課主幹 岡部 康 夫
- 政務調査課主幹 西村 哲 治

午前9時59分開議

○早田順一委員長 それでは、ただいまから第2回農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

第1回の農林水産常任委員会で委員長に選任をいただきました早田でございます。

今後1年間、高島副委員長とともに、誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますよう、心からお願いを申し上げます。

また、福島農林水産部長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。お世話になります。

続いて、高島副委員長からも一言御挨拶をお願いいたします。

○高島和男副委員長 おはようございます。

同じく、第1回常任委員会で副委員長に選任されました高島和男でございます。

今後1年間、早田委員長を補佐して、しっかりと円滑な運営に心がけてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、各委員、そしてまた、執行部の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。お世話になります。

○早田順一委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いいたします。

また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りしております説明資料中の幹部職員名簿により、紹介にかえたいと思います。

それでは、福島農林水産部長から順にお願いいたします。

（農林水産部長、政策審議監～漁港漁場整備課長の順に自己紹介）

○早田順一委員長 それでは、主要事業等の説明に入ります。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔に行ってください。

まず、農林水産部長から主要事業及び議案を含めた総括説明を、続いて各担当課長から資料に従い、順次主要事業の説明をお願いいたします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 早田委員長、高島副委員長を初め委員の皆様には、この1年間よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。農林水産部職員一丸となって、本県農林水産業の発展のために全力を尽くしてまいります。

それでは、着座にて失礼いたします。

今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、農林水産部の令和元年度予算及び主な取り組みを御説明します。

令和元年度当初予算は、一般会計690億円余、特別会計11億円余、総額707億円余となっております。

令和元年度は、熊本復旧・復興4カ年戦略の総仕上げの年となることから、営農再開を目指す農家への支援を着実に進め、熊本地震からの復旧、復興をさらに加速化させるとともに、競争力ある農林水産業の実現に取り組

んでまいります。

まず、熊本地震からの復旧、復興についてです。

農林水産業においては、1,826億円に上る過去最大の被害が発生しました。国の格別の支援のもと、本県も全力を挙げて対応してきたところですが、今年度は、年内の営農再開100%に向けた、残る農地及び農業用施設の復旧を急ぐとともに、農地の大区画化や担い手への集積など、創造的復興を進めてまいります。あわせて、年内には大切畑ダムの堤体工事に着手し、令和5年度の完成を目指します。

次に、競争力ある農林水産業の実現についてです。

まず、農業においては、TPP11の発効等によるグローバル化や人口減少社会の進展を見据え、スマート農業の推進、新規就農者の確保、外国人材の受け入れ体制の整備、農地、排水機場、ハウス等の生産基盤の整備、中山間地域における持続可能な農業の推進等の施策を強化してまいります。

また、林業においては、新たな森林管理システムの円滑な実施、本年4月に開校したくまもと林業大学校等による人材育成の充実、強化、森林資源の循環利用に向けた木材利用や再造林の着実な推進などに取り組んでまいります。

さらに、水産業においては、有明海、八代海等の漁場環境の改善及び資源管理に取り組むとともに、ICTを活用した養殖管理システムの開発、ヒトエグサ等の海藻養殖技術の開発、実用化や水産物の海外輸出に向けた取り組みを強化してまいります。

このほか、ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権の県内開催を契機として、熊本が誇る豊かな農林水産物のPR対策を強化するとともに、東京オリンピック・パラリンピックへの食材提供に必要なGAP等の認証取得の推進に取り組んでまいりま

す。

それでは、今回提案しております議案の概要を御説明します。

今回提案しておりますのは、予算関係1件、条例等関係1件及び報告案件6件です。

まず、予算関係では、国土強靱化への対応分として2億円余、通常分として国からの内示増などによる33億円余、合わせて36億円余の増額補正を提案しております。

次に、条例等関係では、森林環境譲与税基金条例の制定が1件、報告案件は、平成30年度一般会計繰越計算書の報告が2件、職員の交通事故に係る専決処分の報告が3件、地産地消の推進に関する施策の報告が1件です。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えて、その他報告事項としまして、営農再開の進捗状況を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和元年度主要事業及び新規事業について御説明させていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

農林水産部の機構図でございます。

本庁は、5局16課の体制となっております。

字が小さくて恐縮でございますが、右下でございます。今年度から、新たな森林管理システムの運用開始及びくまもと林業大学校の開校を踏まえまして、森林整備課及び林業振興課の班構成を再編するとともに、研修機能の充実により、林業研究指導所を林業研究・研修センターに名称変更しております。

次の2ページは、各課の担当事務の概略を示しております。

3ページをお願いいたします。

3ページから7ページにかけては、本庁、研究機関、広域本部、地域振興局等における幹部職員の名簿をつけさせていただいております。

9ページをお願いいたします。

令和元年度の農林水産部施策の方針でございます。

部長の総括説明にもございましたとおり、熊本復旧・復興4カ年戦略の総仕上げといたしまして、復旧、復興の確実な推進とあわせまして、スマート技術の導入、外国人材の受け入れ・育成体制の整備、新たな森林管理システムの円滑な運用、くまもと林業大学校設置による即戦力人材の育成など、競争力ある農林水産業の実現等に向け、7つの柱に沿って施策を進めてまいります。

続けて、11ページをお願いいたします。

令和元年度当初予算の総括表でございます。

本年度予算額(A)の一番下でございますが、2月定例会において御承認いただきました農林水産部全体の予算は、部長の総括説明にもございましたとおり、総額で707億円余となっております。本予算で、先ほど御説明申し上げました方針に沿いまして、各種農林水産施策を着実に推進してまいります。

12ページからは、令和元年度主要事業及び新規事業でございます。各課より主な施策について御説明申し上げます。

まず、農林水産政策課からは、新規事業の県内開催国際スポーツ大会地域食材等PR事業でございます。

今年度県内で開催されますラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権におきまして、農林水産物のPRを行うことを目的といたしまして、特に女子ハンドボールの試合会場となります八代、鹿本地域のファン

ゾーンにおきまして、地元の農林水産物の販売やPRを行っていきたく思っております。

13ページをお願いいたします。

グローバル農業交流推進事業でございます。

農業分野におけるグローバル化に対応するため、技術支援を通じた信頼関係の構築などのため、海外との交流を推進するものでございます。

具体的には、平成28年に覚書(MOU)を締結いたしましたバリ州のモデル農園における技術支援やモンタナ州、タイなどとの技術交流を予定しております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

続いて、資料の14ページをお願いいたします。

農業共済加入促進事業につきましては、自然災害に対するセーフティーネットでございます農業共済の加入促進を図るための事業でございます。

事業内容(1)の市町村加入促進支援事業につきましては、果樹共済と園芸施設共済の加入者への掛金支援を市町村と連携して行うものでございます。

(2)の農業保険加入実態調査委託事業につきましては、新規事業といたしまして、農業保険への加入状況や未加入の理由などを調査、分析するものでございます。

15ページをお願いいたします。

収入保険制度導入対策事業につきましては、自然災害だけではなく、価格低下による農業収入の減少も補填します収入保険制度が本年1月に開始をされましたことから、この制度の普及、定着を促進するものでございます。

事業内容(2)の収入保険制度普及啓発事業

につきましては、制度の対象者が青色申告を行っている農業者とされていることから、青色申告者をふやすための取り組みといたしまして、県担い手育成総合支援協議会を通じ、研修会の開催等を行うものでございます。

16ページの水産団体経営安定総合対策事業につきましては、漁協の経営基盤や組織体制を強化するための事業でございます。事業内容(1)の経営基盤改善支援事業は、財務処理や経営改善計画の策定を税理士等の外部の専門家に依頼するための経費を漁協に助成するもの、(2)の経営安定・組織強化対策事業につきましては、事業改革や組織再編に取り組むために必要な経費を助成するものでございます。

17ページをお願いいたします。

農林水産業制度資金につきましては、農林水産業者の皆様が設備の近代化あるいは経営改善を図るために必要な資金を有利な条件で提供するもので、次の18ページにかけまして、農業、林業、水産業、災害等に係る資金の一覧を記載しております。

それぞれの資金ごとに、近年の融資実績でございますとか、資金需要見込み等を踏まえて、必要な融資枠を設定しているところでございます。

団体支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

19ページをお願いいたします。

県産農産物等認知度向上関連事業ですが、知事のトップセールス、それから、くまもと大使のネットワーク等を活用いたしまして、県産農産物等のPRと認知度向上を図るものです。

農産物のセールス拡大加速化を図るため、首都圏や関西圏の大都市圏におきまして、物産展等熊本フェアの開催をいたします。ま

た、くまもとの赤ブランドの定着推進のため、熊本ブースの出展、くまモンによるPR活動を行います。

20ページの農林水産物等輸出関連事業は、令和元年度の輸出目標額60億円の達成に向けて、輸出先や品目の販路拡大、効果的なプロモーションによる認知度向上に取り組めます。

特に、本年度は、新たに次世代の輸出拡大に向け、各国の輸出条件の調査や県内の輸出推進体制の検討を実施いたします。

また、引き続き、熊本に在住している外国人の方、それから熊本空港を訪れる旅行者の方に味覚調査やテスト販売を実施いたします。香港、シンガポール、台湾、それぞれの嗜好、ニーズに合った輸出展開や、マカオ、マレーシアなど新たな需要拡大を目指したテスト販売など、プロモーション活動を行います。

21ページをお願いいたします。

地産地消の推進につきましては、くまもと地産地消推進県民条例の理念に沿い、機運の醸成、それから県産農林水産物の利活用促進を図ります。

まず、引き続き、学校給食における県産食材の利用促進として、学校給食向けの食材流通モデルの実証や地産地消モデル献立の作成に取り組んでまいります。

また、本年度新たに、地産地消でおもてなし事業として、国際スポーツ大会の機運を捉え、女子ハンドボール世界選手権での県産農産物の装飾物展示や地産地消協力店における地産地消フェアなど、県民のみならず、県外、国外の選手団及び観客に対しまして、県産農産物のPRを行います。

22ページの6次産業化支援関連事業は、6次産業化の取り組みを推進し、サプライチェーンの強化を図ります。

特に、今年度は、新たに異業種連携！6次産業化人材育成事業を実施し、生産者から製

造業者、小売業者など、6次産業化に関する異業種を一堂に集め、それぞれの発想力や情報を活用しながら、商品開発やPR力を高めながら、ものづくりと人づくりに向けた支援を実施いたします。

また、新たに6次産業化加速化支援事業により、6次化を加速するための加工委託や食品分析を支援します。

一方、引き続き、地域未来モデル事業やくまもと6次産業化総合支援強化事業により、国の交付金も活用しながら、加工施設の整備や衛生機器の導入支援、農林漁業者等へのサポート活動を実施してまいります。

23ページをお願いいたします。

フードバレー構想推進関連事業は、くまもと県南フードバレー構想を推進するため、フードバレーアグリビジネスセンターを拠点とした試験研究や加工品の試作などのビジネス創出支援、また、くまもと県南フードバレー推進協議会が行う事業の支援を行います。

流通アグリビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

24ページをお願いいたします。

協同農業普及事業でございます。

これは、農業改良助長法に基づき、普及職員が直接農業者に接して、農業技術や経営指導を行うものです。本庁及び11の広域本部、地域振興局におります普及職員の現場での活動費や資質向上のための研修費などでございます。

25ページをお願いいたします。

新規事業のスマート農業普及推進事業でございます。

この事業は、スマート農業を推進するための体制整備及び農業情報拠点サイトの開設に要する経費でございます。

事業内容は、スマート農業機械等導入後の

費用対効果を把握するため、各地域振興局の普及職員が、ドローンや搾乳ロボットなどを導入されている農業者の労働時間や経営収支を調査し、導入の目安となる経営指標を作成いたします。また、最新機械の展示やフォーラムを開催し、機運の醸成を図ってまいります。さらに、農業者が求める多彩な情報を1つにまとめた農業情報拠点サイトを開設します。

26ページをお願いいたします。

地下水と土を育む農業総合推進事業でございます。

これは、平成27年4月から施行しております地下水と土を育む農業推進条例に基づきます事業でございます。地下水と土を育む農業の県民への理解促進や化学肥料、農薬を削減するための技術の導入支援、くまもとグリーン農業の推進などでございます。

27ページをお願いいたします。

農業生産工程管理(GAP)導入促進事業でございます。

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックや輸出への対応も見据えまして、くまもと県版GAP等の推進を行うとともに、オリパラ大会への食材供給の促進を図るものでございます。

28ページをお願いいたします。

環境保全型農業直接支払事業でございます。

地球温暖化防止や生物多様性保全のために、環境保全効果の高い営農活動に対して交付金を交付するものでございます。レンゲ等のカバークロップの作付や堆肥の利用、有機農業などの取り組みに対しまして、10アール当たり8,000円を上限に交付するものでございます。

29ページをお願いいたします。

農業研究センター試験研究費でございます。

農業技術開発の拠点として、稼げる農業の

実現に向けまして、耕種部門では、イチゴの「ゆうべに」や米の「くまさんの輝き」など、県オリジナル品種の育成や品質、収量を高める技術の開発、畜産部門では、優良な種雄牛の選抜や飼料の低コスト生産技術などの開発に取り組んでまいります。

農業技術課は以上でございます。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

30ページをお願いいたします。

まず、強い農業づくり支援事業でございます。

これは、これまでの国の強い農業づくり交付金を引き継ぐもので、内容的には、2の事業内容にありますように、これまでどおり産地競争力強化のための集出荷施設等の整備に対し助成を行うものです。

下段の産地パワーアップ事業につきましては、T P P等対策として国が予算化しているもので、共同利用施設の整備や農業機械のリース導入、生産資材の購入等に対し助成を行うものです。

31ページをお願いいたします。

農業外国人材受入体制整備事業でございます。

本年4月から導入された新たな在留資格である特定技能としての農業分野での受け入れを促進するための事業でございます。

事業内容(1)の県全体での制度の普及推進や受け入れ体制の構築に加え、(2)として、本年度からの受け入れを目指す地域の中からパイロット地区を設け、農協や市町村等で構成します地域協議会が行う受け入れ環境整備に係る経費の支援を行うものでございます。

32ページのくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業につきましては、県下全域で米などの生産コスト低減を加速化していくものでございます。平たん地域や中山間地域における営農の組織化、組織規模拡大に必要な機

械導入を支援するものでございます。

33ページをお願いいたします。

農業用ハウス強靱化緊急対策事業につきましては、国の国土強靱化対策の一環として、災害に強い施設園芸産地の育成を進めるため、十分な耐候性がない農業用ハウスの補強等に対して助成を行うものでございます。

34ページの果樹競争力強化推進事業につきましては、気象の影響を受けない高品質・安定生産技術の導入等を加速するため、ミカンの浮き皮軽減技術や落葉果樹の簡易ハウス導入等実践の取り組みを推進するものでございます。

35ページをお願いいたします。

くまもとの花生産流通推進事業につきましては、周年生産・供給体制の構築や新たな需要開拓、情報発信に加え、本年は、事業内容の(3)の県内での国際スポーツ大会に合わせた生の花を利用したおもてなしを実施することとしております。

36ページの地域特産物産地づくり支援対策事業につきましては、お茶や葉たばこ、薬用作物等、特産物の産地化、生産体制確立を図るため、共同利用機械・施設の導入等を支援するものでございます。

37ページをお願いいたします。

いぐさ・畳表生産体制強化支援対策事業につきましては、イグサの共同利用機械やQRコードタグ挿入装置、イグサハーベスタの導入等の支援を行う事業でございます。

農産園芸課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

38ページをお願いいたします。

畜産クラスター事業でございます。

これは、地域ぐるみで高収益型の畜産、酪農を実現するため、畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体が行う畜舎や堆肥舎などの施設整備に対して助成するもので

ございます。

39ページをお願いいたします。

畜産経営バックアップ事業を新規事業として新たに計上しております。

これは、小規模、高齢な肉用牛繁殖農家を地域ぐるみで支えるために、飼養管理の補佐等を行うヘルパー組織の設立、運営に要する経費や高齢農家の雌牛導入に対して助成するものでございます。

40ページをお願いいたします。

阿蘇草原復興支援事業を新規事業として新たに計上しております。

これは、熊本地震で被災した牧野の牧道整備や高栄養な牧草、チモシーの定着に要する経費等に対して助成するもので、熊本地震復興基金を活用しております。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

41ページをお願いいたします。

農地集積加速化事業につきましては、担い手への農地集積の促進を支援するものでございます。

事業内容(2)の農地集積等交付金事業では、集積促進地区へ県独自の交付金を交付いたしまして、地域での合意形成や集積を進めてまいります。

本年度は、中山間地域や樹園地での取り組みを一層強化するため、樹園地地区を新規に設けまして進めてまいります。

また、(7)の農地集積実践システム検証事業では、農業委員や農地利用最適化推進委員の取り組みを一層活性化させるため、農地の利用状況を地図化しまして、集落の話し合いと集積に結びつけてまいります。

42ページのくまもと農業経営相談所総合支援事業につきましては、昨年開所いたしました農業経営相談所によりまして、担い手の経営改善や地域営農組織の法人化等を推進する

ものでございます。

昨年度は、15経営体を法人化するなどの成果が出ておりまして、本年度も100経営体を重点指導農家に指定し、支援してまいります。

43ページをお願いいたします。

担い手づくり支援交付金事業につきましては、担い手等に対し、必要な農業機械の導入等を支援する国の事業でございます。

事業内容(1)の先進的農業経営確立支援タイプにつきましては、農業法人等を対象に本年度新設されまして、助成上限額も増額されております。本事業により、引き続き、担い手の経営改善を支援してまいります。

44ページの熊本型新規就農総合支援事業につきましては、新規就農者に対しまして、相談から就農、定着まで総合的に支援するものでございます。

本年度新規事業といたしまして、事業内容(4)の新規就農スタートアップ支援力強化事業では、JA等の認定研修機関の研修用ハウスや新規就農者が経営開始する際のハウスの導入、農地の賃借等に対する補助事業でございます。

また、(5)の未来の新規就農者掘り起こし事業は、中学生に農業を職業として選択してもらうよう、農業法人や農業高校の体験ツアー、また、中学校へ配付しますDVDを作成するなど、農業の魅力を発信してまいります。

続きまして、45ページをお願いいたします。

農業次世代人材投資事業は、就農前の研修期間や経営が不安定な就農直後の所得を確保するため、給付金を交付する国の制度でございます。

昨年の年内給付者の総数は、約900人となっております。全国トップとなっております。

本年度も、同事業により新規就農者の確保

を進めてまいります。

46ページの熊本とつながる農業外国人材育成事業につきましては、農業外国人材を本県農業のパートナーとして将来的に本県農業の発展につながるよう、学びの場を提供するものでございます。

4月にスタートいたしました新在留資格で就労する外国人に対し、農業大学校でスキルアップ講座を開催するなど、農業技術や知識の習得を支援してまいります。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○福島農村計画課長 農村計画課です。

47ページをお願いします。

国営土地改良事業等でございます。全部で4地区でございます。

まず、川辺川地区ですが、昨年2月末に計画変更を完了いたしまして、現在は、造成団地の水手当て等工事を行っております。令和3年度に事業完了の予定です。

続きまして、大野川上流地区です。

本地区は、現在、大蘇ダムの浸透抑制対策を実施しているところでありまして、本年度完了予定です。

次に、八代平野地区です。

昨年度から事業に着手しまして、過去に国営事業で造成されました頭首工、幹線水路の老朽化対策等を進めてまいります。

最後に、玉名横島地区ですが、引き続き、堤防の補強、樋門の改修を実施してまいります。

48ページは、土地改良施設資産評価情報整理事業です。

昨年度の土地改良法の改正によりまして、土地改良区が令和4年度の決算書類から貸借対照表を作成することとなりましたので、これに必要となります管理施設の資産評価情報を本事業によりまして整理、提供しまして、土地改良区を支援するものです。

49ページをお願いします。

上段は、農業農村整備調査計画費です。

県営農業農村整備事業の実施予定箇所や要望箇所につきまして、事業着手前に基礎的な調査等を行うものです。

下段の県営土地改良調査計画費は、上段の農業農村整備調査計画費により、事業化が可能と判断されました地区につきまして、採択の前提となります事業計画書を策定するものです。また、そのほかに、水利施設の機能診断や保全計画の策定等も行っております。

50ページは、団体営農業農村整備事業費でございます。

市町村等が実施いたします農業農村整備事業に対して補助を行う事業でございます。

農村計画課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○渡辺農地整備課長 農地整備課です。

51ページをお願いいたします。

農業生産基盤整備事業費でございます。

農業生産の基盤となる農地の区画、農業用排水施設、農道等の整備を地域の実情に応じて整備することにより、水利用の安定、水田の汎用化、農作業の省力化等を図り、生産コストの低減等を通じて、生産振興、農家の経営安定に資するものでございます。

担い手への農地集積に資するソフト事業もあわせて実施いたします。氷川下流地区を含め、94地区で実施する予定でございます。

53ページをお願いいたします。

農村地域防災減災事業でございます。

農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、生産の維持、経営の安定を図り、あわせて国土及び環境の保全に資するものでございます。農地の湛水を防止する排水機場や海岸堤防の整備等を実施します。豊川南部地区を含め、32地区で実施する予定でございます。

54ページをお願いいたします。

団体営農地等災害復旧事業費でございます。

す。

異常な天然現象により被災しました農地や農業用施設の復旧を行い、農地の維持並びに経営の安定を図るものでございます。平成30年発生 of 災害で被災した農地や農業用施設等の復旧を県下全域で実施する予定でございます。

55ページをお願いいたします。

県営農地等災害復旧事業費でございます。

災害復旧事業を行う箇所のうち、高度な技術力を必要とするもので、一定の規模以上のものについて、県が事業主体となり実施するものでございます。熊本地震で被災しました大切畑ダムの復旧について実施する予定としております。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

56ページをお願いします。

県営中山間地域総合整備事業です。

この事業は、中山間地域において、圃場整備や用排水路、農道、集落道路、集落排水路の整備を実施する事業で、本年度は21地区で実施する予定です。

また、(4)の農業経営高度化支援事業は、圃場整備とセットで農地の集積を図るための指導や調整を7地区で実施する予定としております。

57ページをお願いいたします。

中山間地域基盤整備加速化事業です。

この事業は、県営中山間地域総合整備事業の実施地区において、農家負担を軽減し、農地集積と基盤整備の加速化を図るため、農地中間管理機構の活用や農地集積等の達成状況に応じて促進費を交付する事業です。

なお、(2)の基盤整備促進費は、中山間地域総合整備事業の一部を農地耕作条件改善事業で実施する場合に農家負担金を同じにする

ための促進費で、本年度の新規事業でございます。

58ページの中山間農業モデル地区支援事業は、中山間地域において、モデル地区を設定し、地域みずからが作成する農業ビジョンづくりとビジョンに基づく高単価作物の導入やきめ細かな基盤整備、施設機械の導入、販売力強化などを総合的に支援するものです。本年度は、モデル地区を33地区に拡大して支援することとしております。

59ページをお願いいたします。

上段の中山間地域等直接支払事業は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落協定に基づき農業生産活動を行う農家等に交付金を交付する事業で、本年度は36市町村で実施する予定です。

下段の多面的機能支払事業は、農業、農村が有する国土保全など多面的機能を維持発揮させるため、地域の共同活動や農地、水路などの地域資源の保管理を支援する事業で、本年度は五木村を除く44市町村で実施する予定でございます。

60ページの上段の地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業は、鳥獣による農作物の被害を軽減するため、地域が主体となって取り組む有害鳥獣の捕獲活動やわなの購入、侵入防止柵の整備を支援します。また、「えづけSTOP!」の普及啓発や人材育成にも取り組むこととしております。

下段のくまもとジビエ活用支援事業は、有害鳥獣対策で捕獲した鹿やイノシシなどの肉をジビエとして活用することを推進する事業です。

本年度は、くまもとジビエコンソーシアムが実施しますトレーサビリティを確立するためのICTシステムの開発や国産ジビエの認証取得に対する支援、処理技術の向上研修や県外への販路拡大に取り組みます。

61ページをお願いいたします。

くまもと里モンプロジェクト推進事業で

す。

この事業は、美しい景観の保全や、文化やコミュニティの維持、創造など、住民主体の地域活動の芽吹きを支援するもので、本年度は、引き続き、地域住民の活動を支援するとともに、優良な活動事例を県下全域で活用できるように、冊子や動画として取りまとめることとしております。

62ページの上段、世界農業遺産推進事業は、阿蘇地域世界農業遺産推進協会が取り組む農産物の付加価値向上や観光客を増加させる活動を支援するとともに、国内で認定を受けている11地域が連携して、首都圏等での世界農業遺産ブランドの情報発信を行うこととしております。

下段の阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト推進事業は、阿蘇の草資源を効果的に活用し、草原の再生、保全を図るもので、本年度は、野草を利用した堆肥の製造や供給システムの構築、野草利用農産物ブランドの認知度向上の取り組みを支援することとしております。

むらづくり課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○楯本技術管理課長 技術管理課です。

63ページをお願いいたします。

地籍調査事業でございます。

この事業は、国土調査法に基づき市町村が行う土地の所有者等の調査、境界等の測量に対して助成するものです。調査の成果は、不動産登記や課税台帳に反映されます。

県下30市町村が完了しており、本年度は残り15市町村で実施いたします。なお、既に完了しています2町村において、熊本地震に伴い複雑な地殻変動が生じた一部地域を再調査することとしております。

64ページをお願いいたします。

農地情報共有化促進事業です。

県や市町村、農業委員会等が保有している

農地情報を地図や航空写真と重ね合わせて、地図情報システムとして共有し、地域の現状分析や施策検討等に有効活用するものです。農地集積等に活用しており、本年度は、家畜保健所や農業研究センターに追加導入するなど、さらなる利活用支援を行っていくこととしております。

技術管理課は以上でございます。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

65ページをお願いいたします。

新たな森林管理システム活動支援事業は、本年4月から全国の市町村で取り組みが開始されます新たな森林管理システムの運営が円滑なものとなるよう、市町村への支援を行うものでございます。

県において相談デスクを設置し、市町村からの相談に応じるとともに、巡回してアドバイスすることを事業内容としております。

なお、本事業は、本年4月に導入されました森林環境譲与税を活用して実施する事業でございます。同様に、同税を活用する事業につきましては、次のページ以降、右の予算額の欄にその旨の表記をしております。

66ページの熊本県森林情報共有システム構築事業でございますが、本事業につきましても、先ほどの事業と同様、新たな森林管理システムの運営支援の一環として実施するものでございます。

森林所有者や森林資源の情報を一元的に管理する森林クラウドシステムの構築を行うほか、森林整備の事業発注に備えまして、積算システムの開発に取り組むものでございます。

67ページをお願いします。

水とみどりの森づくり税を活用した森林づくり事業でございます。

事業内容(1)の森林機能高度発揮の森林づくり事業につきましては、県民生活の安全、

安心の確保という観点から、溪流沿いなどに対象を絞りまして、流れ木被害の抑制等に資する間伐への助成を行うものでございます。

また、(2)の森林資源循環利用推進事業は、持続的な森林経営が行われるよう、伐採後の再造林を推進するための事業でございます。

本年度は、下刈りへの助成を拡充するとともに、エリートツリーと呼ばれております、初期成長にすぐれることから下刈り作業の省力化などにつながると期待されている杉の選抜品種がございます。これを県有林内に実証展示林として設置をいたしまして、県内への普及の足がかりにしたいと考えております。

68ページの森林環境保全整備事業は、森林整備の基本となる国庫補助事業でございます。間伐や作業路網の整備など、各種施業の実施について、森林組合や林業事業者等に対し支援するものでございます。

69ページをお願いいたします。

林建・異業種連携森林整備促進事業につきましては、従来から林業事業者や建設業との連携による路網整備を実施してきた事業でございます。

本年度は、造林や保育施業の担い手確保の観点から、事業内容の(1)造林・保育等実行促進事業を新たに設置をいたしまして、造園業などの異業種と連携して行う森林整備を後押しすることとしております。

70ページの伐木プロフェッショナル魅力発信事業については、林業が魅力ある職業であることを普及啓発するため、チェーンソーを使った伐採等の実演を展開していく取り組みでございます。熊本の森林整備を支える担い手の確保に向け、林業という職業のイメージアップを図っていききたいと考えております。

71ページをお願いいたします。

林業研究・研修センター試験研究費でございますが、これは、県の林業研究・研修センターの運営に要する経費でございます。

冒頭、農林水産政策課長からもありましたとおり、同センターは、これまでの名称から変更いたしまして、くまもと林業大学の県北校の拠点となるなど、林業に関する研修機能を充実させた施設となったことから、新たに林業研究・研修センターと名称の変更を行ったところでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

72ページをお願いいたします。

まず、新規のくまもと林業大学校人財づくり事業です。技術と現場力を兼ね備えた林業担い手を育成してまいります。

2の事業内容のように、3つのコースを設けています。

林業大学のメインとなります(1)の①、長期課程では、新規就業希望者を対象に、県北校と県南校で200日間の研修を行います。現在、第1期生として、17名が元気に意欲を持って頑張っています。

また、③の専門課程では、新たに林業経営者コースを設けております。

そのほか、自伐林家、女性担い手、高校生、一般の方を対象に研修を実施してまいります。

73ページをお願いいたします。

新規の意欲と能力のある林業経営者育成推進事業です。

4月から始まりました新たな森林管理システムの森林整備を担う意欲と能力のある林業経営者を育成するものでございます。

事業内容は、森林整備や木材生産の増加につながる計画書の作成、機械導入等に対する助成でございます。

74ページをお願いいたします。

組みかえ新規のくまもとの木を活かす木造住宅等推進事業です。

事業内容(1)の①は、木造住宅の建築に柱や板材を提供するものですが、今年度から木材が見える形で使われることを条件にするるとともに、補助対象者を建築主から工務店に変更して実施してまいります。あわせて、緑化木も提供いたします。

③は、地域協議会等が、地域の特色を生かした景観づくりとして、案内板、ベンチ、木製塀等を整備する取り組みに対して助成するものでございます。

75ページをお願いいたします。

林業・木材産業振興施設等整備事業です。林業・木材産業の基盤強化を目的としております。

事業内容は、製材施設等の木材加工流通施設の整備、フォワーダー等の高性能林業機械の導入、木造の総合コミュニティーセンターの建設に助成するものでございます。

76ページをお願いいたします。

くまもとの森林利活用最大化事業です。この事業は、条件不利地における搬出間伐を推進するものです。

事業内容は、林道等から100メートル以上離れている森林の間伐材を市場等に出荷する際に要する経費の一部を助成するものでございます。補助事業者の市町村が助成した費用の2分の1を助成いたします。

77ページをお願いいたします。

新規の食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業です。

この事業は、荒れた竹林を活用していこうという取り組みです。伐竹業者や竹林所有者が行う竹林の集約化や竹林の整備、竹を切るのに必要な機械のレンタル等に要する経費を支援するものでございます。

78ページをお願いいたします。

最後に、林道事業です。

森林の適切な管理及び木材生産の効率化等の基盤となる林道の整備を行います。

表の1段目、①県営林道事業は、市町村か

らの代行依頼を受けて県が実施するもので、今年度は9路線の林道を開設いたします。

中ほどは、市町村が行う事業です。林道の開設、改良、舗装、橋梁等の点検を17市町村で実施いたします。

林業振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課です。

79ページをお願いします。

治山事業でございます。

この事業は、豪雨災害等により荒廃した溪流や山腹の復旧工事、荒廃のおそれのある山地の予防的な防災工事、水源涵養等の公益的機能を高めるための森林整備を行うものです。

施工箇所は、県内一円で70カ所を実施予定で、3カ年緊急対策として、山地災害危険地区における治山対策や、流れ木対策として、流れ木を捕捉するスリットダムの設置などに取り組みます。

80ページをお願いします。

治山激甚災害対策特別緊急事業でございます。

この事業は、熊本地震により激甚な山地災害が発生した地域の緊急かつ集中的な復旧整備を、平成29年度から5カ年間で実施するものです。

事業実施は、南阿蘇村立野地区などのように、緊急度や重要度の高い箇所から復旧工事を進めており、本年度の施行箇所は、阿蘇、上益城、菊池地域で25カ所を予定しています。

森林保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

81ページをお願いいたします。

新規、スマート養殖業技術開発事業でござ

います。

これは、従来の経験や勘に基づいた養殖方法にかわる、データに基づいた次世代型くまもと養殖業の実現を目指し、ICTを活用した自動給餌システムや養殖管理システムを開発するものでございます。

計画1年目である今年度は、全国2位の生産量を誇るマダイ養殖を対象に、IoTを活用した自動給餌システムの開発を支援してまいります。

82ページ上段、新規のくまもと養殖業国際水準化促進事業は、国際認証制度となるマリンエコラベルの取得を推進することで、県産養殖水産物の国内外での競争力強化を図るものです。認証取得を目指す養殖業者及び漁協に対し、必要な経費の助成などの支援を行ってまいります。

下段のEU向けくまもとの魚輸出促進事業でございます。

今年2月の日・EU・EPA発効により、ブリやマダイなど、本県の主力水産物の関税が即時撤廃されました。これを契機に、EU向けの輸出促進を図るものです。

今年度は、新たにEU輸出に取り組む県海水養殖漁協の加工施設をEU輸出の登録施設とするために必要な改修経費等を助成するとともに、販路開拓の取り組みを支援してまいります。

83ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生事業でございます。

この事業は、有明海、八代海の水産業の再生を図るため、主要魚介類の効率的な放流、増殖技術の開発等に取り組むものです。

有明海では、アサリやクルマエビなどを対象に、種苗放流技術の開発や海底耕うんの効果把握などを沿岸4県で協調しながら取り組んでいるところです。

八代海では、アサリの資源回復に向けた活動支援やキジハタ、アジアカエビの種苗生産、放流技術の開発に取り組んでいます。

また、今年度新たに、本年3月に八代海沿岸の5市3町18漁協で設立した八代海エビ類共同放流協議会における共同放流に向けた取り組みを(4)の事業で新たに支援してまいります。

84ページの稼げる食用海藻高度化事業は、水産研究センターにおいて、海藻の増養殖技術の開発、高度化を推進するものです。

本事業では、地方創生拠点整備交付金で本年3月に整備した水産研究センター海藻増養殖研究施設を活用し、高水温など熊本の今の環境に適応した品種改良や量産技術の開発に取り組んでまいります。

85ページをお願いいたします。

漁業調査船「ひのくに」代船建造事業でございます。

これは、水産研究センター所有の漁業調査船「ひのくに」が、建造から18年経過し、老朽化したことから、代船を建造するものでございます。昨年度設計業務が完了し、本年度から2カ年で建造してまいります。

水産振興課は以上です。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

86ページをお願いします。

水産環境整備事業でございます。

本事業は、水産資源の回復を図るために、生産力が低下している漁場ごとに各種整備を実施しており、有明海や八代海沿岸部の干潟漁場では、アサリの漁獲量の増加を目指しまして、底質環境の改善を図る覆砂等を実施してまいります。また、天草西沿岸部の浅海域では、マダイ等の資源回復を目指して投石礁や藻礁を設置することで、海藻類の着定を図る藻場の造成を実施してまいります。

87ページをお願いします。

漁港施設機能強化事業でございます。

近年、大型化しています自然災害におきまして漁港施設が被災した場合、漁業活動に重

大な影響を及ぼすおそれがあることから、岸壁や防波堤等の漁港施設の機能強化を図るために、本事業により整備を行うものです。

本年度は、水俣市にごさいます丸島漁港ほか3漁港での整備を予定しております。

次に、88ページの水産物供給基盤機能保全事業は、漁港の既存施設の老朽化に際し、効率・効果的な施設更新等を行うために、機能保全計画を策定し、長寿命化対策の各種工事を熊本地区ほか11地区で予定しております。

89ページをお願いします。

県管理漁港内放置船対策事業でございます。

本事業は、組みかえ新規事業で、近年、漁業者の高齢化に伴う廃業や船舶所有者の放棄などで増加しております放置船の発生を抑制するために、船舶所有者への自己責任による廃船処分及び適正な廃船処理方法の周知などの啓発活動を行うための経費でございます。

次に、90ページの海域漂流・海岸漂着物地域対策推進事業は、主に熊本地震以降、台風、大雨等により、海域や海岸に流入する流木等の回収、処分に要する経費及び河口域に漂流物対策のフェンスを設置することで、海域、漁場環境の保全、船舶等の事故防止、ノリ養殖施設等の保護を図る経費でございます。これまで水産振興課と当課において取り組んでおりました事業を今年度より一本化したものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 たくさん長くあったので、3

つぐらいちょっと質問したいと思いますが、まず15ページですね。

ことしから収入保険制度というのが動き出します。農家のための収入保険制度であります。まだ今からが定着させていかなければいけないんだろうとと思っていますけれども、従来あった——私が今言っているのは15ページですね、済みません。その前のページでも書いてある共済制度ですね。農業共済加入促進とそれから収入保険が二本立てみたいな形に今回なってくるんだろうというふうに思っていますけれども、そのすみ分けというんですかね。

もちろん、収入保険は青色申告をした人たちの収入全体をカバーするということはよくわかっていますけれども、どうやって——農家から見れば、共済のほうと収入保険と2つになって、どっちをどうやっていけばいいのかというものの整理がちょっと難しいのかなというふうに思っていますので、その辺のすみ分けを含めた推進方策について教えていただきたいというふうに思います。それが1つです。

2つ目は、むらづくり課であります。60ページ。

地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業と、それから、その下にくまもとジビエ活用支援事業というのが、二本立てで鳥獣被害対策というものに頑張っていたらいいわけでありましてけれども——60ページですね。

多分むらづくり課のほうでは、ネットフェンスというんですかね、電柵であったりとか、それから鳥獣が、特にイノシシとか鹿が入ってこれないような防護柵をずっと頑張って張っていただけて、まだ全体ではありませんけれども、被害に遭ったところには、順次、その柵を張っていくということについて頑張っていただけています。同時に、このジビエ活用を促進しながら、鳥獣をとつ

てくださいと、そして、とれた鳥獣の肉をジビエとして活用しましょうと、食べてくださいという、その二本立てだと思うんですね。

ネットフェンスのほうは、大分皆さんのおかげで進んできて、かなり、全部じゃもちろんありませんが、これも次から次にやらなきゃいけないんですね、侵入防止柵というのはね。隣の村で侵入防止柵をつくったら、今まで来なかった地域に、その村に来てたイノシシが隣の村に来ましたと、その次の隣の村がやったら、またその次の隣の村に来ましたと。際限ないぐらいずっと続けていかなきゃいけないということです。

それと、もう一つ、もう圧倒的にふえてますね、やっぱり柵の外が。外がどっちかわかりませんが、とにかく守られてないところの鳥獣のふえ方というのは、私、現場の人と話をすると、もうとんでもなく今ふえてますよという話です。

つまり、皆さんが鳥獣被害防止のためのジビエ活用とかいろいろやっていただいていますから、それは非常にスタンダードないい発想でやっていただいているとは思っていますけれども、残念ながら、これ、ことしから始めるわけでも去年始めたわけでもなくて、何年か前からずっと頑張ってますし、農家ハンターの人たちなんかの普及も頑張って鳥獣をとっていただきたいという話をやってますけれども、なかなかその成果が出てこないということだと私は思ってます。

そこでですけども、これはむらづくり課じゃなくて、多分環境生活部の自然保護課かなんかが握ってるんだろうと思いますが、そもそも、例えば、私の菊池には鹿は1匹もいなかったんです。昔というか、まだ5年ぐらい前までいなかったかな。1匹もいなかった鹿がどんどん入ってきている。

そういう話をすると、要するに鳥獣被害駆除という前提で見れば、もともといなかったものは、もとどおりゼロにしてもいいですよ

という話なんですね。もちろんできないですよ。物理的にはできないんだけど、制度上はそうだという話ですね。

だから、例えば、イノシシにしても、猿にしても、それから今言いました鹿にしても、それからカラスなんて、もともとどんだけいたかわかりませんが、カラスなんか物すごいんですね。

そもそも、適正な頭数というんですかね、どこが基準か私はわかりません。わかりませんが、昔の余り——時々被害あつてたけれども、今みたいなとんでもない被害はなかったよというぐらいのときの適正頭数というのはどのくらいなのかということが仮にきちっとわかれば、それを調整するためのジビエとは言っても間に合わないと思いますから、しかも猿とか食べないでしょう、誰も。カラスも食べないと思いますけれども、そういうものに向けた一斉行動をやらないと、多分今のままだったら、もう本当にふえ続けてくると思います。

先日、立田山にイノシシが出たという話がありました。これはもっとふえますよ。多分これは農産品を守るための政策じゃなくて、人の生活を守るための政策に近い将来変わっていくんじゃないかと思うぐらいにふえていく、劇的にふえているというふうに思ってますので、これはなかなか答えは難しいんでしょうけれども、ぜひお願いしたいのは、適正頭数ってどのくらいなんですかということ。いなかったものはゼロにしていいという話は本当かうそか知りませんが、そういう話を聞いたことがありますから、どのくらい減らしていいんだということ。やられているからとるじゃなくて、そもそも個体数を減らすということのために——この間、私、農林水産大臣に会ったときに言ってきました。1頭5万円出してくださいと。しかも、これは熊本県だけでやってもだめだと、広域的なエリアでやらないと、熊本だけ頑張っても、よ

その県からまた来るんだから、広域エリアでやらなきゃいかぬと。

つまり、その鳥獣をとることによって利益を得られるという形ぐらいつくりないと、ボランティアでやれなんて言っても、とてもじゃないけど絶対やらないと。今ハンター、特にこのライフルをする猟師の方って、もうボランティアというか趣味でやって、かなり高齢化してて、これを今からどんどんふやせなんていうのは、かなり厳しいですよ。

だから、ぜひそういった総合的な政策を一個体数をどうやって減らすかはあるけれども、減らす目標がないと、どうやって減らすかは次に来ないと思いますので、そういうことをぜひ考えてください。それが2つ目です。

それと3つ目は、84ページですけれども、水産振興課。

以前、私がこの委員会にいたときは、ずっとクマモト・オイスターの話が出てきてましたが、今回、先ほどの説明では、全く一言も出てませんので、なかなかうまくいかないんだろうなというふうには思ってますけれども、だめならだめでも仕方ないんだけど、どういう経過をたどってどうするのかについて教えていただければと思います。

以上です。

○門崎団体支援課長 団体支援課でございます。

1点目の農業共済と収入保険のすみ分けと、どうしていくのかというような御趣旨でございましたけれども、先ほど御説明いたしましたように、本年1月から収入保険制度が始まったということに加えて、これ以外にも、収入をカバーするというので、野菜の価格安定制度と類似の制度もございます。それぞれ対象の品目でございますとか、計算方法、範囲、掛金等、異なる制度でございますので、基本的には、それぞれの農業者の方

が、自分に一番適したセーフティーネットを選択していただくという形になりますが、そもそも農業共済しかないというような、例えば、園芸施設の本体でありますとか、そういったものにつきましては、当然、農業共済の加入を推進していくと。それと、類似制度との選択ができます、例えば、野菜の野菜価格安定制度の対象品目でございますとか、そういった部分につきましては、まずは、最前線でそこを周知していきます農業共済組合が、それぞれの農業者の方にどれが一番適しているのかというようなことを総合的に判断しながらすみ分けはさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

鳥獣被害の対策についての御質問だっと思えます。

まず、1点目の適正な生息頭数はどれくらいかということでしたが、なかなか、国の環境省自然保護局でも生息頭数の把握をしているところでございますけれども、イノシシについては、生息環境いわゆる子供をどれくらい産むかとか、餌がどれくらいあるかということによって、非常にばらつきがあるといえますか、ふえたり減ったりというのがなかなかつかみにくいということで、実態が把握できてないということで、平成28年には統計指標での推測という形でのみ公表されている状況で、全国で70万から116万、中央値で大体89万で、九州では大体50万頭ぐらいじゃないかというのが推測として公表されているのみで、委員から御指摘のあった、この地域でどれくらいが適正なのかというのは、なかなか把握とそれから公表がされていないというのが現状でございます。

それから、2点目の捕獲頭数を一気にふやすべきじゃないかということでございます。

御指摘のとおり、農業被害は、県内では年間5億円程度で現在推移していますけれども、なかなか減らないという状況でございますし、イノシシ、鹿の生息もふえているという御意見もございます。

したがって、やはり、特に山際といいますか、集落に近い部分の鳥獣を一気に捕獲するというのは、農業被害を軽減する上では有効だと考えておりますので、そういった捕獲活動を積極的に取り組む、あわせて、やはり減ったイノシシがふえないように、餌場の解消とか、すみにくい環境づくりといった「えづけSTOP!」対策を総合的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

クマモト・オイスターの件、委員を初め皆さんに大変御心配、御迷惑をかけております。申しわけないと思っております。

今期のクマモト・オイスターの生産数から出荷状況でございますけれども、4月末の段階で約12万8,000個養殖をして、そのうち、生産者と県との間で出荷のサイズにしようという取り決めをした40ミリサイズ以上に達したものが、まず2万2,000個ございました。これは、3月から順次5月末まで販売をしたんですけれども、やはり40～45ミリという小型サイズのほうの販売がどうしても伸び悩むということがありまして、最終的に今期のお荷というものは6,001個という形にとどまっております。残りました12万個のもの、それから出荷に至らなかったものについては、来年度のお荷に向けて、もう1年飼育をして大きくするというところで考えているところでございます。

今後なんですけれども、まずは、できるだけ大きなサイズを、出荷時期、この1月、2月、3月から5月までの間にできるようにし

たいということで、1年物について、なるべく早く卵をとることによって早く大きくする——今卵をとる作業をやっております。出荷まで、今とって来年の3月に間に合わせるといふものと、それから、もう1年夏を越す、2年物で出荷するという2パターンございますけれども、夏の高水温をなかなか越せないというところがございましたので、主力は1年勝負でいきたいというところで、できるだけ大きなものを引き続きつくりたいということと、2年物に関して、夏を越す方法について、アイデア、可能性が水研のほうでちょっと見えてきておりますので、それをやることによって、2年物もつくることで、そちらのほうもつなげていきたいということ、それから、販売戦略というところもさらにちょっと進めていきたいというところで頑張っていくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○前川収委員 まず、収入保険のほうは、新しく制度が始まるわけですから、しっかり農家の皆さんに適性に合った形で説明していただいて普及してください。

共済の話は、今まではほぼ共済とか野菜価格安定制度でやってきたことは存じてますが、大体災害のある直前に、加入しとらなかったとか、いつもそういう話が多くて、ぜひ、それぞれの農家の適性に合ったフルカバーができるように——収入保険は基本的にはフルカバーですけどね、これは。どんなやつでもいいわけですから、それこそシイタケ生産でもいいわけですから。後で、去年とことしの収入の比較の中で補填があるということですから、これはぜひ普及してもらわないと、自然を相手にする、生産性が見えるわけですから、非常に難しいということですから。ただ、そうすると、共済は要らなくなるのかという話もあるわけですので、そこを上手にすみ分けしてやってもらえればと思いま

す。よろしくをお願いします。

それと、ぜひ、さっきの鳥獣被害の話ですけども、何頭ぐらい——数えるのは大変でしょうけれども、守るだけでずっとやってきても、多分この後5年とか10年したら、もうとんでもないことになっているんじゃないかなというふうに思いますので、これは熊本県だけではできないかもしれませんが、国のほうにも話をしながら抜本策をやらないと減らせないと。つまり、これだけふえてしまっているのに、黙ってただ入ってくるなという話で、もちろん、わなはちょこちょこやってらっしゃるけれども、あれで全部が減るわけではないというふうに皆さんももうおわかりになっていると思いますので、ぜひ抜本策について考えてください。

それをやるときに、そもそもどのくらいが適正ですというのがないと、何か無慈悲にただ殺したというふうに言われるわけで、今無慈悲に我々がやられているわけですから、逆に。そこをちゃんと政策的に整合できるような形をつくっていただく。これは国でもらわなければいけないと思いますが、熊本だけじゃないと思いますよ。全国でこの話が出ていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、クマモト・オイスターは、まだ頑張ってるってやっらっしゃるわけですね。私は、これは、結局、県で研究して頑張ってるって、そしてそれを民間の養殖業者にやっぱり普及していくと、県がやる目的はそこだと思ふんですね。余りにもハードルが高いんだったら、やっぱりどっかの段階で——西岡先生がいないから言うわけじゃないですよ。どっかの段階でやっぱり考えないと、結局、水産研究センターで成功したって、それが民間の漁業者にちゃんと普及していけるのかどうかポイントでしょう、要は。その水産研究センターだけでつくったって仕方ない。もちろん民間にも頑張ってやっていただい

ますけれども、それが熊本の漁業としてちゃんと普及していけるのかということが非常にポイントだと思っていますので、そここのところもしっかり考えて、頑張っているいろいろアイデアも出して——もう多分10年ぐらいたつんですかね、もっとたつのかな。頑張っているしやいますので、頑張って成果が出るか、もしくは自然相手の話ですからね、言いたくないと思いますけれども、やっぱりなかなか、このオイスターは適性が、名前は熊本だけど、それは随分昔の熊本の話で、今の熊本には合わないとか、そういうのが結論づけられても仕方ないのかなというふうに思っております。これは私の意見です。答弁要りません。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 私も久しぶりに農林水産に戻ってきたので、またよろしくお願ひします。

課題が多いので、私も3つ4つに絞り込みます。

1つは、農研センターにお尋ねいたしますが、農研センターは、技術革新で熊本の農業を引っ張ってくる中心的存在ですけども、新品種ですね。これまでも幾つもつくってききましたけれども、これから新品種をどうやってつくっていくのかなというのを尋ねたいんです。

といいますのは、もう今、球磨農研であったり、天草農研であったり、縮小、どんどん人を置かずにやってきて、集約化という言い方は聞こえはいいんですけども、どうも農研センターの守備範囲が狭くなってきているのと、それから、その原因は、研究員がまづいないということとあわせて、研究補助員、いわゆる現業の研究職職員もなかなか採用が厳しい中で、研究を支える人材がいないという現状はよくわかっているんですけど

れども、そこをどうこれから対応していくのかを、ぜひともセンター長にお尋ねしたい。

その技術革新ができなければ、どんどん縮小して負のスパイラルになって、結局、それは民間に任せてしまうということであれば、公的研究機関はもう熊本県は要らないということにもなりかねないので、やっぱりここはしっかり農林水産部長に頑張っていただいて、農業、林業、水産業、それぞれ研究センターがあるわけですから、そこをしっかりと維持していくという考えを持っていただければと思っています。

それから、2点目は、外国人就労の話です。

これは、この県の計画に基づいて農政を進めてもらっていますけれども、この冊子には外国人の話ってないんですよ。ここ2～3年、急に国からテーマが出されたから対応していくというのが現実だと思うんですけども、今回も窓口とかいろいろ設けてやりやすよという話ですけども、実際のところ、農家、それから農協、団体がどれくらい外国人を必要としているかという調査なんかはできてないんじゃないかなと思うんですけども、もしやられているなら教えていただきたいし、本当にやる以上であれば、ニーズがどこら辺にあるのかなということと、あと、パイロット地区でやられるという話も載ってましたが、5つの農協を選定するのかなと思いますが、農協外の人も、結構畜産農家もいらっしゃるんで、そういう人たちもちゃんと対応できるのかということをお尋ねします。

あと、もう1点が、就農者で青年就農支援資金。新規参入をどんどんやって、熊本県はトップクラスですばらしい成果を上げていますが、先ほど700人近く入れているということでしたが、逆にリタイアした人もいると思うんですけども、何人ぐらいになっているのかなと。このリタイアした人は、その青年就農支援資金を回収しなければならないとい

う議論もあると思うんですけども、そこら辺の見通しというか作業状況を教えてください。

最後に、これはちょっと大き過ぎてあれですけども、TPP対策で、県内の農林、畜水産の打撃を一回試算しましたけれども、さらに、TPP11、また、日・EU・EPAであったり、日欧EPAであったり、いろいろする中で、その試算は、また変動する可能性があるのかなのか。国の指示がなければ、もうしたくないというのはわかるんですけども、相当な打撃がまた出るんじゃないかなと個人的には思っているんですけども、そこら辺について、どういう考えをお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○川口農業研究センター所長 農業研究センターでございます。

今までの新品種の話なんですけれども、今育成者権が残ってますのが25ございます。ほかに2つ、品種登録の出願をしております、現在。

一番古いもので、平成8年の「森のくまさん」が、大体令和2年に育成者権が切れるような形が出てきます。米につきましては、その後、「くまさんの力」でありますとか、「くまさんの輝き」でありますとか、その時代時代に合いました、天候にも左右されない、あるいは良食味の品種をつくってまいっております。この品種につきましても、次世代の品種をつくっていくということで、今現在、品種育成に取り組んでいるところでございます。

一番多いのは、やっぱりミカンなんですけれども、ミカンにつきましては、27年9月に、「EC11」の品種登録をしておりますけれども、これにつきましては、中晩かんの「EC12」というのが、29年3月に品種登録の出願をしております。その後、イチゴにつきましても、「ひのしずく」から「ゆうべ

に」という形で行っています。

この米の話、それとかんきつ、それとイチゴにつきましては、今後とも品種開発をやったりやっけていかないといけないというふうに考えています。その準備を今現在、研究員のほうが進めております。

委員のほうからございましたとおり、これ研究員だけでできる話じゃございません。現場を支える現業職の方々、今86の方がいらっしゃるわけなんですけれども、この方たちの力があって初めてできるような形になります。

御心配いただいておりますけれども、来年度から5名、職種としましては、新たな行政職という形で採用を今かけるような形になっております。これと、ほかに、現在86名の現業職の方の中でも11名が、その新しい行政職のほうに職種転換をするという形で、今研修を受けているような状況です。

農研センターといたしましては、この現業職といいますか、新しい職種の方がいらっしゃらないと、試験研究はうまく立ち行きません。できるだけ新しい職種への転換あるいは採用のほうを計画的にということで、研究員、それと現場が一緒になってやっぱり試験研究のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

農業分野におきます外国人材の受け入れにつきまして、西委員からありましたように、前回県の計画をつくった際には、もともとなるデータ等もございませんでした。そういうこともありまして、今回、農業外国人材の受け入れを進めるに当たって、平成30年度に実態調査をすべきであるということで、現場の受け入れニーズがどのくらいあるのかということ調査いたしました。

その結果としまして、いわゆる生産現場の

農家が希望している数といたしまして647名、農協等の選果場におけるニーズとしまして336名、合わせて983名のニーズがあるということが判明したところでございます。

このように、大きなニーズがあるということもございましたので、県としても、早急に受け入れ体制をつくっていくという考え方で、今回の事業も立ち上げているところでございます。

実際の農家のニーズにつきましては、現時点で、私どもも4月以降いろんな地域を回っておりますが、まずは、技能実習生で来られた経験のある方で、地域に溶け込んだ方、それから、非常に前向きに取り組んでくれる、技能実習生の中でも信頼できるような人材、こういった方に新しい在留資格で来てほしいというお話が強うございます。

まずは、そういった方々の受け入れをしまして、その中で新しい外国人材の受け入れ体制をしっかりとつくっていくということで、農協中央会、それから、今まで外国人技能実習生を受け入れてきました農協も含めて、一緒に体制づくりを今進めているところでございます。

それから、農協外の方への対応につきましては、私どもも課題として思っております。今、まず初めて受け入れる形になりますので、農業団体とともにしっかりとした体制で熊本で受け入れる、そして、来られた方に満足していただくという体制づくりをまずしっかりとやりたいということで、熊本はいいなとこの評価を得られるようにしたいと思っております。

その上で、その幅を広げる、対象者を広げるという形で、農協以外の方々についても、その受け入れる幅を広げていきたいということで、今後、県内の各地域において、この制度の、農業者も対象にした説明会をやっけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

委員からの御質問は、農業次世代人材投資事業、旧青年給付金のことだと思えますけれども、途中でやめる方というのは実際いらっしゃいますが、済みません、この場ではちょっと数字をつかんでおりませんので、はっきりした数字がわかり次第、御報告を申し上げたいと思います。

また、ちょっと状況につきまして御報告させていただきますと、先ほども申しましたけれども、昨年度、全体で900人ほどの給付者がございます。研修される準備型が100名、それから経営開始型が800人ということになっておりますが、特に準備型につきましては、準備型の交付を受けた1.5倍の就農をしなければいけないということでございますけれども、どちらかといいますと、まずは就農できなくて給付金を返される人が多いというような状況でございます。

一方、経営開始型につきましては、最大5年間の給付ということになりますけれども、5年間就農すればいいというような条件になっておりますが、これにつきましては、もう撤廃されておりますけれども、以前は、経営移譲しなければいけないというようなことだったり、農地を取得しなければいけないというようなことがございまして、そういう条件がクリアできずに給付金を返納されるという方がいらっしゃっております。

回収につきましては、現在のところ、きちんと回収しておりますが、未納になっているという部分は聞いておりません。

以上でございます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員から、経済連携協定の発効に伴う本県の農林水産物への影響試算についての御質問

でございました。

委員御指摘のように、本県は独自に、TPP11、そして、日・EU・EPAの発効に伴う本県農業への影響試算を過年度行っているところでございます。

また、日米貿易協定につきましては、こちらの新聞報道等の情報を出ませんが、閣僚級交渉が行われているとの状況だというふうに把握しておりますが、その内容についてはまだ明らかになっていない状況だというふうに認識しております。

影響試算につきましては、現時点で再計算するというような考えはございませんが、どちらにいたしましても、TPP11や日・EU・EPAの今後の影響や日米貿易協定の交渉の状況を、県としては、まずは見守りつつ考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西聖一委員 試算については、これからまた来年以降の新しい計画をつくる段階で当然しなければならないと思いますので、ここではもう申し上げません。

それから、青年就農者のリタイア数がなかなか出てこないということで、去年からずっと聞いているんですけども、なかなか出ないというのは何かなと思って。それは後で教えてください。ただ、回収をされているということがわかっているということは、数は把握しているんだろうなと思うんですけども、ちょっとそこをまた後で個別に教えてください。

それから、外国人の話は、前向きにJA以外の人も対処してくれるので、非常にいいかなと思うんですけども、心配しているのは、農協とかちゃんとしているところは、今度検査に来るらしいんですよ。以前よりも厳しく、受け入れ状況を検査機関のほうから。

例えば、タコ部屋みたいなところになると、それでもアウトになるという話で、今まで受け入れた農家も非常に危惧しているという話も聞きますし、農家数は600名あると言いましたけれども、八代だけでも600名と聞いているから、もうちょっとニーズとかあるんじゃないかなという気はするんですけども、いずれにしろ、多くの農家の方が期待しているというのはあるので、しっかり対応していただければと思います。

それから、農研センターのほうは、米とイチゴとかんきつを重点的にということで、それで私もいいと思いますけれども。

あと、聞き損なったんですけども、矢部試験地ですね。あれの利活用は何かちょっと宙に浮いているように聞いたんですけども、どがんかったかなと思って、そこだけを。

○川口農業研究センター所長 農業研究センターでございます。

先日の新聞だったと思いますけれども、山都町の有機農業研究会のほうで実験圃場をやっていると新聞記事があったと思います。山都町のほうと委託契約を結びまして、あそこの圃場につきましては、山都町が有機農業研究会のほうを採択をしまして活用していただくという形になっております。

○西聖一委員 了解しました。結構です。

○早田順一委員長 ほかにございませぬか。さっきの続きですか。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

済みません。数字はわかっておりました。

平成24年からスタートしてはいますけれども、29年の4月までの状況でございますが、そのうち1,556人の新規就農者がございませ

て、離農者は55人、3.5%というのが離農の状況でございます。

以上でございます。

○早田順一委員長 ほかにございませぬか。

○岩本浩治委員 済みません。21ページでございます。

地産地消の推進ということで、私、ずっと考えよったら、潮谷義子さんのときから、この地産地消推進と言われておりまして、私が福祉事業をやっておる関係で、1日何百食という給食つくるんですね。強引に言われよった、地産地消使えと。そして、これを見ましたら、県民アンケート、30年で89%。ただ、地産地消行動に結びつくのが、やっぱり半分しかない。まして学校は、小中学校——県立高校はないでしょうけれども、小中学校が何で地産地消を使わないのか、どこにそういう問題が発生しているのか。もう随分なるわけですよ、条例ができて。

それと同時に、今はやっているのが、高齢者家族等に対する宅配業者が非常にふえてます。こういう宅配業者、そして、以前はやりました生活協同組合の食材配、こういう部分の関連とかどういうふうになっているのかなと。やはり県条例で地産地消条例ができておるわけですから、こういう部分は、やっぱり市町村、学校には大いに進めていかなければならないのではないかなというのが1点でございます。

もう1点は、これは44ページです。

阿蘇も、親元就農や新規参入というのは多いんですが、やめられる方も多いわけなんです。

今回、新規就農スタートアップ支援力強化事業というのが新規でできておりまして、これが、初期投資といいますと、農機具、機械とか、そういうものとか、どういうものを指しているのか。従前でしたら、150万の中で

そういうのをせならぬかったと。ビニールハウスとかも、せならぬかったということですから、今回からこういうのができればすばらしいなというのを思うわけです。

それと、もう一つは、阿蘇も先週集積ができて、阿蘇でも大きなものできました。普通は、高齢者の農業をされている60以上の方々が大体役員になるんですが、せんだってのところは60以下の方々が役員になりまして、自分たちの力を出していきたいということで出たんですね。

そこで、私考えました。農業をされている方々の所得は、大体皆さん方、どのくらいで平均、年間見られているのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。

それと、これちょっと話がずれるんじゃないかと思いますが、62ページ。

世界農業遺産推進で、最近よく言われておりますのが、世界農業遺産にするけれども、阿蘇を見てみらんなど、太陽光でぴかぴか光ってばかりおると。これが、世界農業遺産、あの原野の中にもあるばいたという話もありますし、極端に言いますと、風力発電、企業局がやっておりました風力発電も、これは農業遺産とマッチしないんじゃないかという話も入ってきますね。こういう部分は連携してどうなっているのかなというふうに感じた次第です。

それと、外国人利用者、EPAについてちょっとお聞きしたいんですが、西岡先生と井手先生と一緒に入管局に行きまして、水産の部門の中で、ノリ養殖者には、EPAとかそういうのはだめだと、まだ国は農林水産の中に入れてないということでした。ノリ養殖が終わったら、自分ところの田畑を耕すと、だけどこれは一緒じゃないかということで話があったんですが、今もまだそういう状況なんではないでしょうか。やはり連携しないからいけないということでなんですけれども、どうもそれが僕はわからなくてですね。今現状どうなっ

ているのかも教えていただければと思います。

以上でございます。

○早田順一委員長 5点だったと思います。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

まず、第1点目の地産地消、特に学校給食での地産地消の取り組みということですが、委員御指摘のとおり、全体で、熊本県としては、今一番新しい数字で49%ほどになっているということです。ただ、数値は全国一律で出てまして、それは26%とかいう数字なので、熊本県としては非常に高いほうだということは言えると思います。

ただ、御指摘のとおり、49%しかないというようなお話については、やはり学校側と一生懸命どうしたらいいものか実態を調査いたしました。

わかってきたことは、やはりコストの問題になります。1食当たりのコストに制限がございますので、その制限に見合う野菜、それから肉、そういうものを、食材を提供するのに当たりまして、非常にやっぱり地元からだけで購入すると高くなってしまいうという傾向もございましたが、今回事業を取り組んでおりまして、そういうものに農協並びに地産地消を推進するための拠点施設である物産館、こういうところと一緒にしまして、例えば、加工いたしますので、少し曲がったキュウリであるとかというものを使いまして、コストを抑えることによって地産地消はより進むのではないだろうかというような取り組みを今一生懸命進めているところでございます。これにつきましては、一定の成果が出ているかと思えます。

もう1点、先ほど申されました、いわゆる給食といいますか、高齢者向けの宅配であるとかのケータリングの話ですね。

ケータリング業者につきましても、実は最近非常にケータリング業界が伸びておることは我々も承知しておりますので、実態どうなっているかということで、大手のケータリング業者あたりとお話をさせていただいております。ここも、最終的には、やはりコストの問題だということがございますが、こちらにつきましても、流通ルートをもう少し整理すれば、県内の農産物を使っただけというような部分もございますので、ここについては、新たに今後業者と話をしながら、一步一步進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

新規就農スタートアップ支援力強化事業についてでございますけれども、まず、昨年度の新規就農者502名になりまして、地震前の状況に回復したということでございますが、まだまだ伸ばしていかなくちゃいけないというようなことでございます。

就農相談等に来られる方々が、年間約600名ございまして、そのうちの約120名が、やっぱり就農したくても、初期投資の問題だったり、土地の問題だったりということで、就農されないというような状況にございました。

そこで、今年度、その新規就農者の方々に対しまして、初期投資の分ということで、特に県内で希望者の多い施設ハウスの導入への補助が1つでございます。もう一つは、先ほど言いました農地取得につきまして補助をします。この二本立てで新規就農者を支援していこうというようなことで事業を組み立ててございます。

以上でございます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課で

ございます。

農業所得に関する御質問でございました。

平成29年のデータでございますが、本県の生産農業所得、トータルでございますが、1,296億円ということで、全国6位の値でございます。農家当たりいたしますと、主業農家で平成28年は650万円ということで、近年増加傾向にあるという状況でございます。

以上でございます。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

阿蘇の世界農業遺産は、阿蘇の雄大な草原と、それからその野草堆肥とあるいは農業との連携を生産システムとして世界農業遺産として認定を受けたものでございます。したがって、阿蘇の雄大な草原を維持、再生していくのは、世界農業遺産にとって非常に重要なことであると認識しております。

委員から御指摘のあったとおり、太陽光発電等が景観を阻害しているというようなことが一方で言われているのも事実でございます。

太陽光発電については、国を挙げて再生可能エネルギーの導入促進という流れの中で、固定価格買い取り制度等の導入によって一気に進んだ背景もございます。

世界農業遺産を推進あるいは草原を守る我々としては、関係部局と連携して、できるだけそういった草原あるいは景観を損なわないような取り組みをやっていく必要があるかというふうに認識しているところでございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

委員の御質問は、外国人の人材の受け入れということによろしいですか。

○岩本浩治委員 はい。

○中原水産振興課長 現在、漁業におきまして、外国人の技能実習についての職種にノリ養殖が含まれておりません。これは変わっておりません。かなり限定的で、魚類養殖も含まれていないという状況に変わりはないという状況でございます。

ノリ養殖に関しましては、委員の御指摘がありましたように、冬場の半年間の操業ということで、残りの半年間をどうするのかというところがネックになっているというところで、ことし5月に政策提案をしに水産庁に私ども参りました。そのときに、水産庁のほうの方ともお話をしたんですが、水産庁のほうからのアドバイスとして、漁業というくくりにならざるを得ないということで、ノリ養殖単独ではなくて、例えば、藻類というくくりで、ほかの海藻とセットでやるとかというようなことも考えたらどうかというアドバイスをいただいているところでございます。

以上でございます。

○岩本浩治委員 十分わかりました。

同じ水産業の中で、何でノリだけが外国人技能実習生を入れられないのかなと、それがありまして、だから、ノリが一時的なもので、あとは、陸に上がって自分ところの野菜つくったり、ノリですので、海べたの果樹つくったりするわけですので、一貫性でいいんじゃないかなと思ったり、例えば、特定技能者の場合は、3年以上たったらどこでも移動できるんですね、同じ業種であれば。そういうのから考えればなというふうにちょっと思ってたものですから。

はい、ありがとうございました。

それと、農家の所得が28年度650万と。650万あって、何でみんな農業を離れていくのかなというちょっと素朴な疑問があったわけです。平均の所得者は430万というんですか。農業所得者が650万あるなら、何で離農して

いくのかなというちょっと疑問がありましたものですから、ちょっとそこもお聞きしたいなという感じでございます。

あとは、地産地消、やっぱりコストの面だと思うんですが、先ほど言われたように、曲がったキュウリでもやはり調理するわけですから、そんなに熊本の地産地消は高いのかなとか、そういうことを考えたし、流通の見直しをすれば、また違ってくるんじゃないかなというふうな感じがしました。

地産地消条例もできてもう大分なるわけですし、あと、昨年ですか、県産酒で乾杯条例もできまして、その条例を熊本県でつくってあるのであれば、やっぱり大いにしていかなければならないと、僕は思うわけでございます。

大変勉強になりました。ありがとうございました。

○早田順一委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○西村尚武委員 西村でございます。

3点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は、51ページの農業生産基盤整備事業費でございますが、これは天草に限られたことかもしれませんが、私が聞くところでは、なかなか業者の選定に苦勞しておられると。その現状と要因ですね。

それとあと、事業内容の5番目に、担い手の育成、確保というのがありますが、この辺も今まで整備事業があったところでなかなか苦勞をしていると。これはどのように具体的に考えておられるのかと、これが1点。

2点目は、86ページの水産環境整備事業ですか、築いそ事業につながるんですかね。

その中で、天草地区で、過去30年前、それ以前ぐらいから、盛んに大型のコンクリートブロックを漁礁として投入しておられた。それが、最近聞くところでは、もう全てが埋没

しているんじゃないかという話もありますし、その辺が調査されているのか。また、事業内容の3番の天草西の藻場造成、これは具体的にどういうものなのかというのを教えてください。

それと、3点目は、これはもう前川先生から御質問をいただきました。私も西岡先生の後を出とるものですから、どうしてもクマモト・オイスターの件は、きょうは質問したいなどと思ってまいりました。

そういう中で、先ほども答弁をいただいて、やはり私の中で、単純に、これは本当に事業化できるのかと、民間レベルで経営につながるのかというのをちょっと思ったものですから。これは答弁は要りません。その辺はしっかりお願いしたいなど、これは私の意見として捉えてください。

以上、3点でございます。

○渡辺農地整備課長 農地整備課でございます。

1点目は業者の確保の質問かというふうに考えておりますけれども、熊本地震発生後、県内で、かなり不調、不落等が発生しているところでございます。

また、あわせて、農業農村整備事業につきましては、業者のほうから、なかなかもうけが出ないという話があるということも聞いているところでございます。一方で、やり方によっては、そういうこともないというふうな意見もあるということも承知しているところでございます。

そこで、先日、農業農村整備を主に施工されている業者の関係団体と我々県の執行部のほうで意見交換を実施したところでございます。

その中では、やはり施工に対する条件でございますとか、あるいは現場の条件でありますとか、そういったものと積算に少し乖離があるのではないかというような意見もあった

ところがございます。

県としましては、そういう意見があるのも十分踏まえまして、現地の調査等を行いまして、業者の意見が取り入れられるものについては反映させるように、中身を吟味しながら進めていきたいというふうに考えております。

今回の意見交換が第1回目のスタートでございますので、引き続き意見交換を行いながら、施工業者の確保等に努めていきたいというふうに考えております。

2点目が、担い手の確保かというふうに思っています。

農業農村整備事業を始めるに当たりましては、当然、工事もそうでございますけれども、地域の農業をいかにして担っていただく人を確保するかという観点についても、事業採択の前からお話し合いをしていただいているという状況でございます。

例えば、高齢者の方々が、農業をリタイアされるということがございますならば、若い世代の方あるいはかわりに農業をしていただく方に農地を集約していくというようなことも話し合いながら進めているところでございます。

天草地域におかれましては、湯貫新田地区という農地中間管理機構関連農地整備事業というのが本年度からスタートするということになっております。この事業においては、中間管理機構が借り受けている農地について、農業者の申請あるいは同意、費用負担なしでということによって事業が実施できるというふうになっておるところでございます。

今回の湯貫新田地区におかれましては、ベビーリーフやトマト等を栽培される企業等も参入されるということで、全ての農地について、農地中間管理権を設定してやるということで、非常に県内のモデル的な地区になるのではないかというふうに考えているところでございます。こういうモデル地区を通じて県

内に担い手を確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

まず、1点目のコンクリートを使った漁礁としての利用の現状についてのお話でございますが、地元漁協のほうから、過去設置したコンクリート漁礁の今の現状はどうなっているのかというお問い合わせの声が上がっていることについては、承知しておりますけれども、現在、その調査については実施しておりませんので、内容については把握してないというのが現状の答えでございます。

2点目の今年度の藻場造成の内容についてでございますけれども、天草西地区の水産環境整備事業につきましては、平成24年度から来年度にかけて事業を実施するというところで、対象地域を天草市から苓北町にかけて、主に投石、先ほど説明申しましたが、投石や藻場礁の設置による藻場造成に取り組んでいるところでございます。

今年度につきましては、天草市の五和町を対象としたところで藻場造成を約8ヘクタール、投石による藻場造成ということで実施を予定しているところでございます。

以上でございます。

○西村尚武委員 基盤整備の件ですね。

これは、私も実際金額の問題を聞いて、なかなかもう難しいと。そういう部分では、今お話がありましたように、積算の仕方が違うのか、また、熊本と天草の場合は、逆に石とかが多くて、余計やっぱり手間暇かかるという部分もございますので、その辺もよく話し合っていていただいて、御配慮をいただきたいと思っております。湯貫地区の場合は、企業が参入したいと——私たちも今期待しているところでございます。

次に、漁礁の件ですね。

これは、私も漁協のほうからちょっと聞いておきまして、ただ、やっぱり調査にもお金がかかるのかなと思うとります。ただ、育てる漁業と言われて久しくありますが、その辺では、魚をとるといいうのもあるんですが、なかなか、それが販売高、金額にいかにつながるのかという部分も一つの大きな課題かと思っております。

ちょっと課題からそれましたが、その辺も含めて、やはり、今五和というのは、天草でもイルカセンターができたとか、注目を浴びているところです。これはぜひ成功させていただきたいなと思うとります。よろしく願いいたします。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 ちょっといいですか。

今これは主要事業の説明でございまして、後ほど6月の補正の審議をいたしますので、できれば、そのときに一緒に構いませんので、そのときにかえさせてもらってよろしいですか。補正のときに質問していただいて——委員の皆様、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 済みません。

それから、執行部の皆様方にお伝えしますが、答弁のほうは簡潔にお願いしたいと思っております。

では、ちょっと時間ももう2時間ぐらいたちますので、ここで、一旦5分ぐらい休憩をさせていただきたいと思っております。開始を11時57分にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前11時54分休憩

午前11時58分開議

○早田順一委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審議を行います。

議案等については、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、関係課長から順次説明をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料は、6月補正関係及び条例等関係ということでございまして、1ページをお願いいたします。

令和元年度6月補正予算総括表でございます。

補正額(B)の欄の一番下、合計の欄でございます。

農林水産部全体の補正額は、36億3,100万円余の増額補正で、補正後の総額は、743億3,700万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から御説明申し上げます。

資料の説明欄に四角囲みで「強靱化」と書かれているものが出てまいります。これは防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として実施するものでございます。

また、国土強靱化とあわせまして、括弧で財源更正または内容更正と記載されているものもございしますが、これは、当初予算では通常の事業として計上しておりましたものを、今回の6月補正によって、3カ年緊急対策に係る事業として財源の内訳や内容を変更するものでございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

2ページ目のグローバル産地づくり推進事業費は、農林漁業者で組織する団体等へ産地

計画の策定、相手国の求める生産・加工体制を構築する取り組み等を支援するものです。国の新規事業でありまして、事業要望のあった団体等へ助成を行うための補正でございます。

流通アグリビジネス課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

3ページをお願いいたします。

上段の農作物対策費の国庫支出金返納金ですが、これは、環境保全型農業直接支払交付金の事業費確定に伴う過年度分の返納でございます。

下段の農業研究センター費は、畜産研究所で整備します搾乳ロボットや牛乳分析装置のメンテナンス、また、4ページの事務機器等賃借による債務負担行為の変更でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

5ページをお願いいたします。

農作物対策費の農業気象対策事業費につきましては、説明欄の農業用ハウス強靱化緊急対策事業の増額をお願いしております。

先ほどの主要事業の報告でも申し上げた事業ではありますが、老朽化等により十分な耐候性がない農業用ハウスの補強等に対して助成し、長寿命化を図るもので、今後この取り組みをさらに拡大していくため、今回増額補正をお願いしております。

その下段、野菜振興対策費につきましては、説明欄の畑作構造転換事業としまして、国の30年度補正予算を活用し、種バレイショにおける省力化や生産性向上に資する機械導入に対して助成を行うものでございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○福島農村計画課長 農村計画課です。

6ページをお願いします。

2段目の国営土地改良事業直轄負担金と5段目の海岸保全直轄事業負担金は、各国営事業地区の負担金を計上しております。3カ年緊急対策として実施することから、財源更正を行うものです。

3段目の県営土地改良調査計画費は、県営事業の要望地区に対しまして、事業計画等を行うもので、増額補正を行うものでございます。

農村計画課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○渡辺農地整備課長 農地整備課です。

7ページをお願いいたします。

単県農業農村整備事業費でございます。

説明欄の八代海岸地区において、3カ年緊急対策として実施することから、財源更正を行うものでございます。

次に、農業生産基盤整備事業費でございます。

圃場整備や用排水路等の整備に要する経費で、松の木堰地区ほか17地区で実施する予定です。国庫内示増に伴い、増額補正するものです。国土強靱化関連予算が一部含まれています。

次に、農地防災事業費です。

排水機場、ため池等の整備に要する経費で、金剛地区ほか9地区で実施する予定です。国庫内示増に伴い、増額補正するものでございます。国土強靱化関連予算が一部含まれています。

農地整備課は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でござ

います。

8ページをお願いします。

2段目の県営中山間地域総合整備事業費については、中山間地域における農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備に要する経費として、国庫補助金の内示増に伴い、京の島地区ほか6地区分について増額補正をお願いするものです。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

9ページをお願いいたします。

林道費の単県林道事業費でございます。

右の説明欄にありますように、山都町の林道菊池人吉線について、災害の拡大を防止することを目的として復旧を図るものです。当該箇所が強靱化対策の事業対象となったことから、今回補正をお願いするものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

10ページをお願いします。

説明欄1、治山事業及び2、治山激甚災害対策特別緊急事業につきましては、3カ年緊急対策として実施することから財源更正を行うものです。

森林保全課は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課です。

11ページをお願いいたします。

漁業調整費ですけれども、漁場の位置情報を把握するためのGPS受信機の賃借に関し、債務負担行為の変更をお願いするものです。

水産振興課は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

12ページをお願いします。

上段の水産環境整備事業費につきましては、水産資源の回復を図る当該事業の予算が拡充されたことに伴い、国庫内示増による増額を今回お願いするものでございます。

中段の水産流通基盤整備事業費におきましては、県内唯一の第3種漁港であり、流通拠点となる牛深漁港につきまして、国土強靱化対策の対象漁港となっております、当初予算が編成されておられませんのは、平成30年度の国の2次補正に伴う前倒しによるものでございます。

今年度におきまして、本事業への予算配分があり、牛深漁港の岸壁耐震化を推進するために、今回補正予算をお願いするものです。

最下段の漁港施設機能強化事業費につきましても、国から国庫内示増による予算配分があり、増額補正をお願いするもので、天草市にあります二江漁港の岸壁耐震化の整備を予定しております。

13ページをお願いします。

上段の漁港関係港整備事業費でございます。

右の説明欄にあります水産物供給基盤機能保全事業費につきましても、国庫内示増による増額をお願いするもので、天草市の牛深漁港及び宮田漁港での整備を予定しております。

中段の漁村再生整備事業費につきましては、右側説明欄にありますとおり、漁業の生産基盤及び漁村の生活環境の整備を推進することにより、漁村の再生を支援するために要する経費でございますが、当該事業予算の拡充に伴い、今回増額補正をお願いするもので、熊本市にあります塩屋漁港の集落道整備

を予定しております。

最下段の単県漁港改良事業費です。

1の単県漁港改良事業費と2の単県漁港漁場施設補修事業費は、国庫補助対象事業の対象とならない小規模で局部的な整備や補修を行う経費でございますが、漁港防災の対象となり得る行為については、3カ年の緊急対策として実施することから、今回増額補正及び地方債の内容更正を行うものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○早田順一委員長 報告議案を。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

14ページからは、12月及び2月の定例会で御承認いただきました30年度一般会計繰越明許費の総括表でございます。

件数及び繰越額の一番下の合計の欄をごらんください。

農林水産部全体で580件、347億4,000万円余の繰り越しとなっております。

繰越明許費の主な理由といたしまして、3つに整理しております。

計画に関する諸条件は、各種協議や計画内容に係る地元との調整に不測の日数を要したもののや国の補正予算に基づくもので、交付決定が年度末となり、工期の確保ができなかったものなどで、金額で全体の約6割を占めるものでございます。

資材等の入手難は、資材や労務者の不足に関するもので、金額で全体の約3割となります。

その他は、用地や補償の交渉に不測の日数を要したものなど、全体の約1割となっております。

明許費の詳細につきましては、15ページから33ページまで記載しておりますが、以上の私からの一括の説明とさせていただきます。

続きまして、事故繰越でございます。

34ページをごらんください。

件数及び繰越額の一番下の合計の欄、農林水産部全体で116件、57億6,500万円余の繰り越しとなっております。

熊本地震の影響によりまして、施工業者において、人員や資材の確保ができなかったことが、事故繰越をせざるを得なかった主な理由となっております。

詳細につきましては、各課から御説明させていただくということによろしゅうございますでしょうか。

○早田順一委員長 はい。

○渡邊農林水産政策課長 では、農林水産政策課につきましては、以上でございます。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

35ページをお願いいたします。

農業研究センター施設改修事業費では、草地畜産研究所の事務所施設改修において、また、次の次世代農業ローカルイノベーション創出事業費では、畜産研究所の搾乳施設整備ほか3カ所において繰り越しておりますが、これは、熊本地震により、施工業者において建築資材の入手や管理技術者等の確保ができず、工事施工が困難となり繰り越したものです。繰り越した整備工事につきましては、いずれも年度内完成を予定しております。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

36ページをお願いいたします。

産地パワーアップ事業費でございます。

これは、国の平成29年度補正予算を活用して、産地での集出荷施設や生産施設等の整備

を進めているものでございます。

熊本地震復興工事等の影響により、資材や労務者の確保が困難になったものが3件、他の地震復旧工事との調整のため、工期の見直しが必要となったものが1件でございます。このうち、3カ所は5月末までに完了いたしました。残る1カ所も10月末までには完了する予定でございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

37ページをお願いいたします。

農業大学校施設整備事業費につきましては、畜産での生産性向上新技術を学べる施設の整備を行うものでございます。熊本地震によりまして、施工業者において資材の確保ができず、工事施工が困難になったもの1件でございます。繰り越しました事業につきましては、本年12月までの完了を予定しているところでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○渡辺農地整備課長 農地整備課です。

38ページをお願いいたします。

県営かんがい排水事業費を初め、38ページ、次の39ページに記載した農業農村整備事業につきましては、熊本地震の影響により、やむを得ず事故繰越となっているものでございます。繰り越した事業につきましては、いずれも年度内完了を予定しています。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

40ページをお願いします。

中山間地域所得向上支援対策事業費については、圃場整備など基盤整備を行う事業です

が、熊本地震の影響により、施工業者において人員や資材の確保ができず、工事施工が困難となったものが4件となっております。いずれも年度内に完了を予定しております。

むらづくり課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

41ページをお願いいたします。

間伐等森林整備促進対策事業費1件、林業生産性向上拠点施設整備事業費1件を繰り越しておりますが、これらは、熊本地震の影響により、施工業者におきまして機材や作業員の確保ができず、工事施工が困難となったことを理由としております。繰り越した事業については、全て年度内完了を予定しております。

森林整備課は以上でございます。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

42ページをお願いいたします。

1段目の林業・木材産業生産性強化対策事業費につきましては、高性能林業機械の導入を行う事業ですが、全国的な品薄により確保ができなかったものです。5月には完了しております。

下段の過年と現年の林道災害復旧費につきましては、林道の災害復旧を行う事業ですが、他所管災害復旧工事との調整のため工事施工が困難となったものが5件、同一路線の他の災害復旧工事との調整のため工事施工が困難となったものが16件となっております。繰り越した事業につきましては、いずれも年度内完了を予定しております。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

す。

43ページをお願いします。

43ページから44ページにかけての治山関係事業につきましては、繰越理由は、いずれも熊本地震の影響により施工業者における人員確保ができず、やむを得ず事故繰越となったものです。繰り越した事業につきましては、全て年度内の完了を予定しております。

森林保全課は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

当課から、条例案につきまして1件御説明をいたします。

45ページをお願いいたします。

議案第13号、熊本県森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。

概要につきましては、47ページにあるとおりでございます。

本県に配分されます森林環境譲与税につきましては、市町村が行う森林整備への取り組みへの支援や林業を担う人材の確保、育成等に活用することとしまして、本年度の事業につきましては、既に当初予算で御承認をいただいているところでございます。

今回は、1、条例の概要にありますとおり、3月末に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立したことを踏まえまして、県に配分される譲与税の管理を行うための基金の設置、これを内容とする条例を提案させていただくものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

専決処分の御報告といたしまして、第10号から第12号までは、職員による交通事故に関するものでございます。

50ページをお願いいたします。

6、事故の状況にありますとおり、この職員は、復興、復旧に係る他県からの応援職員でございましたが、公用車を運転中、左カーブで対向車線にはみ出し、対向車に衝突した結果、相手車両に損傷を与えるとともに、相手方運転者を負傷させたものといたしまして、4のとおり、県側に過失があることといたしまして、相手方に損害賠償を行ったものでございます。

52ページをごらんください。

6のとおり、職員が公用車で出張中、信号のない交差点で一旦停止をした後、優先道路右側から走行してきた車両に衝突し、相手方の車両に損傷を与えるとともに、相手方運転者を負傷させたものといたしまして、4のとおり、県側8、相手側2の割合で損害賠償を行うものでございます。

54ページをごらんください。

本件は、6のとおり、職員が駐車場に公用車を駐車した際、駐車区画に張り出した立木に衝突し、公用車のリアガラスを全損させたものでございます。立木の管理責任も鑑みまして、4のとおり、県側8、立木の管理者である山江村2の過失の割合として、相手方とされたものでございます。

職員研修や日ごろの心がけ等によりまして、安全運転を徹底してまいります。

以上でございます。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

地産地消の推進に関する施策の報告をさせていただきます。

55ページから61ページまでに議案がございしますが、説明は62ページを使用させていただきます。

地産地消の推進は、5つの観点から進めております。

1つ目の観点、県民の県内農林水産物等へ

の理解の深化及び郷土愛の育成です。

平成30年度の実績は、6部局15課で24の取り組みを実施いたしました。令和元年度の計画は、6部局15課27の取り組みを計画しております。

新たな取り組みといたしまして、地産地消でおもてなし事業で、女子ハンドボール世界選手権のウエルカムパーティー等での旬の県産農産物等の展示、試食によるPR、それから、県内開催国際スポーツ大会地域食材等PR事業で、試合会場へ足を運んでいただけるよう、県産農林水産物のPRを通じたファンゾーンのにぎわいづくり等を計画しております。

2つ目の観点、県内農林水産物等の流通の促進及び消費の拡大です。

平成30年度は、7部局13課で29の取り組みを実施いたしました。令和元年度は、7部局13課28の取り組みを計画しております。

新たな取り組みといたしまして、くまもとで乾杯！県産酒推進事業で、国際スポーツ大会の機会を捉えて、県産酒愛飲の機運を醸成し、県内外の観光客等に広くPRし、販路拡大を図ります。

3つ目の観点、経済循環及び地域活性化です。

平成30年度の実績ですが、5部局12課で23の取り組みを実施いたしました。令和元年度は、5部局11課22の取り組みを計画しております。

くまもと6次産業化総合支援強化事業で、農産物加工施設整備や商品開発及び商品力向上支援、販路拡大支援等を行います。

4つ目の観点、農林水産業が果たす多面的機能の再認識です。

令和元年度も、昨年度に引き続き、同様の取り組みを実施いたします。

県民理解の促進・消費拡大推進事業で、地下水と土を育む農業の理解促進のため、収穫祭の開催やグリーン農業の表彰等を行いま

す。

最後に、5つ目の観点、条例の周知、意識啓発等、条例の直接的な推進に係る取り組みです。

令和元年度も、昨年度に引き続き、同様の取り組みを計画しております。

以上、今年度も庁内一丸となって地産地消の推進に取り組みたいと考えております。

流通アグリビジネス課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま簡潔に説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

○高木健次委員 休憩を挟んでの質問になりますので、もとの主要事業の説明書によって質問したいと思います。簡潔に質問したいと思いますので、よろしく願いします。

13ページなんですけれども、グローバル農業交流推進事業。目的は、この中に記してありますけれども、インドネシア・バリ州とMOUの締結を、28年の11月に結んでありますよね。その後だったと思うんですけれども、私もバリ島に農業の研修視察をしてきました。行ったところはミカン農家でしたけれども、ミカンの技術改良、あるいはいろいろな場面で支援をするというようなことで、この農家をちょっと訪ねてきたわけなんですけれども、この30年の2月にモデル農園設置ということで書いてありますけれども、そのとき思ったのが、大変、農家でつくっておられるミカンが、ピンポン玉ぐらいの大きさで、熊本

弁で言うなら、がさくれというんですかね、非常に見た目も悪く、味も酸っぱくて、ミカンの味はするんですけれども、これを食べようという気にはなりません、はっきり言って。

ですから、技術改良というのを県がここと提携をしてやるということなんですけれども、非常に熊本のミカン並みになるには、相当な技術の提供とか、いろいろな年数もかかるんじゃないのかなというふうに思っております。

30年の7月、31年の2月に技術指導等も行われておりますけれども、距離が距離ゆえに、バリ島ですから遠いところにあるゆえに、今言った技術の提供をしても、非常に農家のほうの受け入れというのも難しい面もあるんじゃないかなと。農家の感触ですよね。その辺もあろうかと思いますが、農家の感触を含めて、この技術を提供して、何年計画で支援をやられるのか、その辺がわかれば、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

もう1点は、ちょっとこの後にまたやりますので、こちらのほうから先に。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

グローバル農業交流推進事業に関する御質問でございました。

委員がおっしゃいましたとおり、文化も違いますし、距離も遠いバリ島での農業支援というのは、確かに容易なものではないというふうに我々も認識をしております。

ただ、これまで、MOUに基づきながら実施をしてきましたが、今年度からはJICAの支援も受けながら支援を開始できることになっておりまして、さらに交流の回数や内容も含めまして支援を深化させていきたいというふうに思っております。

今年度は、28年に締結いたしました覚書(MOU)の更新の年にも当たりますので、さらに内容を吟味いたしまして支援を進めてい

きたいと思っております。

予定といたしましては、現在のところ、令和3年度、2021年度を、まず一つの目標にして進めていきたいというふうに考えております。

今後、選ばれる熊本となるためにも、非常に重要な事業だと考えておりますので、しっかり進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○高木健次委員 今言われたとおり、今年度からですか、JICAの支援を受けていくということで、これは、非常に県にとってもMOU締結をして大事な支援事業と思います。予算的には1,500万ぐらいのまだ大した金額じゃないと思うんですけども、この辺は、農業者間の交流とか海外との交流の促進の一環事業としても非常に大事な分野かなというふうに思っておりますので、引き続きしっかりと支援をしていただきたいと思いますというふうには思っております。

もう1つは、20ページなんですけれども、農林水産物等輸出関連事業で、令和元年度の輸出目標が60億円と書いてありますけれども、よかったら、この近年の目標の金額ですね、その推移、わかったら教えていただきたいと思えます。

○井上流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

60億を目指しておりますが、今年度は今数字を集計中でございます。ただ、去年が53億9,000万だったんですけども、今年度はそれを上回るような感じにはなってるんじゃないかなというふうに推測はしておりますが、今数字の把握に努めているところでございます。

順調に数字は伸びておりますが、基本的には、水産、それから林務、こちらのほうが数字的には高い数字になっております。農業の

ほうは、なかなか、何と申しますか、腐れてしまうというところもございますので、どこにでもここにでもは出せませんので、香港とかシンガポールとか近場に出しております。

そういう関係で、数字的には順調には伸びておりますが、大体6億とか7億とか9億とか、この辺の数字だったというふうに思います。

○高木健次委員 年々これは伸びているという状況で、大変いいことかなというふうに思いますけれども、令和元年が60億、目標設定されております。昨年が53億程度。稼げる農業と県が標榜しているところもありますから、やっぱり農林水産物の海外輸出というのは、非常にこれも大事な分野かなというふうに思っておりますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 補正の部分で質問したいと思えます。

まず、14ページ、前年度の明許繰り越しですね。

平成30年度の明許繰り越しが、580件、347億4,000万円ということであります。それから、34ページが事故繰り越しですね。事故繰り越しが116件、576億円ということで、相当数の明許繰り越しも、それから2年たった事故繰り越しも出てくるわけでありまして、理由は、先ほどおっしゃったとおり、全てのほとんどの内容が、熊本地震によって資材とか人がいないという状況だというふうに思っております。これはやむを得ないと思っております。

ただ、ちょっと気になるのは、事故繰り越しの先はもうないという話がずっとあるわけでありまして、昔から単年度会計の永遠のテーマだとずっと思っておりますけれども、事故繰り越しの

次の繰り越しはもうないわけですね。

ということは、やっぱりこの全部、御報告がありましたとおり、一応事故繰りの分は年度内には完成するということでありますが、ちょっと気になるのが、皆さん頑張っていたおかげで、国土強靱化の予算もずいぶん入ってきて、事業量としてはそんなに減ってない。対前年、要するに地震からの復旧、復興の部分から、今度はそこが終わる前に明許繰り越しが残っているわけですから、終わってない状況の中で、新しく国土強靱化の予算というのも入ってきておりますので、ぜひ、この事故繰りの先を、事故繰りから先はないわけですから、ないようにしっかりやっていたいただきたいということと、事故繰りをやる時に、かなり財務省を初めとした関係省庁からいろいろあったというふうに思いますが、今回の場合は、そこは割と、理由が理由だけにスムーズに行ったのかどうか、その2つお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員おっしゃいますとおり、事故繰りは、もう3年目の最後ということでございます。事故繰りで今御説明いたしました案件は、全て業者との契約までは行っている案件ですので、あとは着実に予定どおりそれを進めて、今年度内に完了するように努めてまいりたいと思っております。

また、その後といたしますか、いわゆる本県の農業予算という意味では、地震の関係が縮小していても、まだまだ必要な部分は多いというふうに認識をいたしているところでございます。

今後とも、本県の実情を国には伝えつつ、市町村ともきちっと情報共有をしながら、継続的な予算確保に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」「委員長」と呼ぶ者あり）

○渡邊農林水産政策課長 申しわけありません。

事故繰越の件は、比較的スムーズにさせていただいております。

失礼いたしました。

○早田順一委員長 なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第13号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号及び第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、(1)営農再開の進捗状況についてを御説明申し上げます。

1 ページ目は、熊本地震からの復旧・復興プランにおきまして、重点的に進捗管理を行います復興に向けた重点10項目になります。

それぞれの取り組みにつきまして、関係部局から、この6月定例会の常任委員会において説明を行うこととしております。

農林水産部におきましては、赤囲みの7、被災農家の営農再開、農地及び営農施設の復旧等による営農再開100%完了に取り組んでおります。

2 ページをごらんください。

被災農家の営農再開の割合は、令和元年5月末で99.8%となっております。

3 ページをお願いいたします。

左側の営農用施設・機械につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、平成30年度末までに全てが完了しております。

右側の農地・農業用施設につきましては、64.8%の工事が完了しております。不調、不調が重なりまして、市町村を事業主体とする工事、特に山都町ですが、未着手が残っておりますが、入札制度の工夫等により、工事の進捗に努めてまいります。

4 ページは、災害復旧事業とあわせて取り組んでおります農地の大区画化を通じました創造的復興の状況になります。

下の段の乙ヶ瀬地区は、本年度被災工区に着工しております。上の段の秋津地区におきましても、被災後初めてのれんげ祭りが行われたという状況でございます。

5 ページをごらんください。

5 ページは、大切畑ダムの復旧に係る取り組み状況でございます。

熊本地震におきまして、堤体に甚大な被害

を受けました西原村の大切畑ダムにつきましては、ダム堤体工事に先行して行われます取水トンネル工事や仮排水トンネル工事等に既に着手をいたしました。ダム堤体工事につきましても、年内に工事契約予定でございます。令和6年の供用開始に向け、着実に工事に取り組んでまいります。

また、営農再開につきましても、2019年中の営農再開100%を目指しまして、農地・農業用施設の復旧を推進してまいります。

説明は以上でございます。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が2件提出されております。

参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後0時35分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長